

商品概要説明書

1.商品名(信託の種類)	・暦年贈与型信託「愛称:めいぎん贈与らくらく信託」 (元本補てん付合同運用指定金銭信託)
2.販売対象	・18歳以上の個人のお客さま(国内に居住しているお客さま)
3.信託の目的	・個人のお客さま(以下、「委託者」といいます)が、株式会社名古屋銀行(以下、「当行」といいます)に別途提出する「暦年贈与型信託<愛称:めいぎん贈与らくらく信託>申込書兼重要事項同意書(兼預金口座振替依頼書)」(以下、「申込書」といいます)記載の金銭(以下、「当初信託金」といいます)を利殖すること。 ・委託者が、贈与を希望する場合、毎年その都度当行に意思表示を行い、「贈与の依頼書」(以下、「依頼書」といいます)で指定しかつ受贈を承諾した者(以下、「受贈者」といいます)に指定した金額を信託財産から払出しのうえ、お渡しすること。 ・遺言代用機能をご利用の場合、委託者が指定する第二受益者に金銭を交付すること。
4.商品の仕組み	【基本機能】 ・本商品は、信託財産を元本保証の金銭信託で運用し、毎年一定の期間(原則として2月～9月末日までとし、9月末日が銀行休業日の場合は、その直後の銀行営業日とします。以下同じ)に一度、委託者の希望に応じて、都度指定した贈与を受ける方に、都度指定した金額を信託財産から払出しのうえ、お渡しすることができる商品です。 ・委託者は、受贈者に贈与せず、ご自身の財産として運用を継続することもできます。 ・贈与の依頼は、委託者のみが行うことができ、委託者の法定代理人または相続人は申し出を行うことはできません。 【遺言代用機能】(本契約のご利用は委託者の任意です。) ・委託者のご相続発生時の信託受益権のお受取人である第二受益者をあらかじめ定めることにより、第二受益者は委託者がお預けされた信託財産について遺産分割協議をせずにお受け取りになることができます。
5.入金の方法・受託金額	・当行の本支店にてお申し込みいただき、契約により信託を設定します。なお、お一人さま(1委託者)につき、1契約とします。 ・当初信託金は500万円以上1万円単位とします。ただし、別途当行が定める基準に従い算出した金額を受託金額の上限とします(追加信託の場合も同様です)。 ・信託設定時には、当行普通預金口座より当初信託金額(信託報酬を含みます)の金銭を振替します(あらかじめ、当行普通預金口座へ当初信託金相当額のご入金をお願いします)。なお、小切手その他の証券類をもって信託することはできません。 ・委託者は、当行の承諾を得てこの信託に金銭を追加することができます(以下、当初信託金および追加信託金を総称し「信託金」といいます)。追加信託金額は100万円以上1万円単位とします。ただし、当行が別途定める基準に従い算出した金額を最高受託金額とします。

6.贈与の手続き	・委託者は、当行所定の期間（原則として毎年2月～9月末日までの期間内）に一度、当行へ依頼書を提出することにより、申込書記載の今後贈与を受ける方の候補（以下、「受贈候補者」といいます）の中から指定した受贈者（以下、「指定受贈者」といいます）への贈与を依頼することができます。 ・ご提出いただく依頼書は、原則として2月頃、委託者に交付します。なお、依頼書の交付前に手続きを進めたい場合には、お近くの営業店までご連絡ください。 ・依頼書が当行に到着した日以降は、委託者は贈与の依頼を撤回することができません。 ・委託者が当行所定の期間内に依頼書を提出しなかった場合、原則としてその年の贈与手続きは行わないこととさせていただきます。 ・委託者は、信託契約申込時に、初回の贈与の依頼をすることができます。 ・当行は、依頼書を受領した後、指定受贈者に「受贈の確認書」（以下、「確認書」といいます）を送付します。指定受贈者は当行へ確認書を提出することにより、受贈の意思表示を行います。 ・指定受贈者が、当行所定の期間内に確認書を提出しなかった場合は、指定受贈者が受贈を放棄する意思表示を行ったものとみなし、その年の贈与手続きを行いません。 ・確認書が当行に到着した日以降は、指定受贈者は受贈の意思表示の撤回を行うことができません。 ・当行が、依頼書および確認書を受領した後、贈与手続きを実施し、かつ指定受贈者の口座への入金完了した日が、委託者から指定受贈者への贈与が成立した日となります。 ・贈与が成立した後は、その贈与手続きを撤回することができません。 ・当行が贈与手続きを実施するまでに委託者または指定受贈者に相続が発生していることを当行が知った場合には、贈与手続きを行いません。 ・当行が贈与手続きを実施するまでに委託者または指定受贈者に相続が発生していることを当行が知らなかった場合において、当行がその事実を知らず、かつ依頼書および確認書を受領している場合、当行は贈与手続きを行います。この場合、当行は相続発生届出までに当行が行った贈与手続きその他の事務を有効なものとして取り扱います。 ・当行が贈与手続きを行った後、当行は、委託者および指定受贈者に「贈与手続き完了のご報告」を送付します。 ・委託者は、指定受贈者に対し、当行から確認書等の書類が届くことをあらかじめ連絡してください。 ・委託者または指定受贈者の提出書類に不備等があり、贈与手続きが遅延した場合または実施されなかった場合により生じた損害について、当行は責任を負いません。 ・指定受贈者に信託財産の一部または全部をお支払いする場合、ご指定の指定受贈者名義の当行普通預金口座への振込によりお支払いします。
7.受贈候補者	・受贈候補者は、委託者の3親等以内のご親族（国内に居住している方）から、原則5名までご指定いただけます。 ・委託者は、当行所定の書面により、信託期間中に受贈候補者の変更（追加・取消を含みます）をすることができます。 ・お申込時に、受贈候補者の氏名、住所、電話番号、生年月日等をお届けいただきます。お申込後に受贈候補者の氏名、住所等が変更になった場合は、当行へお届けください。
8.第二受益者	・遺言代用機能をご利用の場合、委託者のご相続発生時に信託財産を一時金としてお受け取りになる第二受益者（1名）を委託者に指定していただきます。 ・第二受益者は委託者の推定相続人（申込日において委託者の相続が開始した場合に相続人となることが予定される方）の中からご指定いただけます（ただし、当行所定の審査があり、ご希望に添えない場合もあります。）。 ・第二受益者は委託者のご相続発生時、所定のお手続きの後、信託財産を遺産分割協議を経ることなく一括でお受け取りになることができます。 ・第二受益者をお決めになる際には、ご相続人の遺留分に十分考慮のうえお申し込みください。 ・当行は、委託者が契約時に指定した第二受益者に対し、第二受益者に指定された旨および契約内容等の通知を行います。 ・お申し込みされる際には、第二受益者に信託財産の第二受益者として指定を行う旨をあらかじめ委託者からご説明ください。 ・委託者は当行所定の方法により、第二受益者を変更することができます。当行は委託者が第二受益者を変更した場合、変更前、変更後の第二受益者に対しその旨の通知は行いません。 ・委託者のご存命中に第二受益者にご相続が発生した場合、第二受益者の地位は第二受益者のご相続人に相続されません。改めて委託者により、第二受益者を指定していただきます。 ・委託者が遺言によって第二受益者を変更することはできません。 ・第二受益者のご指定がない場合、委託者のご相続が発生したときに、信託財産は委託者の相続財産として遺産分割協議の対象となります。

9.信託契約の期間	・5年以上30年以内(延長、継続はできません) ・1年単位
10.信託財産の運用・管理の方針	・本信託は、安全性を重視し、信託財産の安定成長を図ることを運用の方針とします。 ・信託財産は、当行の固有勘定と分別管理します。 ・信託財産は、当行の銀行勘定への運用(銀行勘定貸)を中心に運用します。 ・当行は、本信託の信託財産を運用を同じくする他の信託財産と合同で運用することができますものとしてします。この場合、他の信託財産との損益配分は、各信託財産に係る信託の受益者ごとの予定配当額による按分比例とします。
11.信託業務の委託	・当行は、信託事務の全部または一部を第三者に委託することがあります。
12.当行等との取引	・当行は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障が生ずることがないものとして法令に定める事由に該当する場合は、信託財産を銀行勘定への貸出または当行の預金に運用します。
13.支払の方法・収益金の課税について	・信託金の元本については、信託終了時(信託期間満了時等)においては、信託終了日の翌日以降に金銭でお支払いします。 ・信託の収益金については、本信託の「計算期日」の翌日以降に金銭でお支払いします。なお、最終支払い以外の場合は、当該収益金を信託金の元本に組み入れます。 ・信託の収益金については、20%の源泉分離課税(所得税15%、住民税5%)となります。なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間は、2.1%の復興特別所得税が付加されることにより、20.315%の源泉分離課税(所得税15.315%、住民税5%)となります。
14.予定配当率	・予定配当率は信託財産の運用の状況および金融情勢等を勘案のうえ当行が決定します。 ・予定配当率は随時見直し、当行が定める方法により表示します。 ・当行は予定配当率を保証いたしません(確定利回りの商品ではないため、利益の補足は行いません)。
15.信託報酬	①設定時報酬 ・信託設定時(追加信託契約時を含む)に、当初信託財産額の2.2%(税込)を委託者より設定時報酬としていただきます。 ②運用報酬 ・本信託の運用収益から予定配当額を差し引いた金額(信託元本に対して年8.0%を上限、年0.001%を下限とします)を運用報酬として、計算期日に信託財産から収受します。
16.事務取扱手数料	・年1回11,000円(税込)を、1月20日(1月20日が銀行休業日の場合は、その直後の銀行営業日とします)に委託者名義の当行普通預金口座より引落しいたします。 ・贈与の手続きを行わない場合や手数料引落し後に中途解約をした場合でも、当該手数料の返戻は行いません。
17.信託財産に関する租税その他費用	・信託財産に関する租税、その他の信託事務の処理等に関して必要な費用は、都度、信託財産から支払います。
18.信託財産の計算期間	・本信託は、毎年3月末日を「計算期日」とし、前回計算期日の翌日から当該「計算期日」までの期間を計算期間とします。 ・なお、最初の計算期間は、信託設定日から最初の「計算期日」までの期間とします。
19.委託者ご相続発生時の第二受益者による支払請求	【請求方法】 ・遺言代用機能をご利用の場合、委託者によりあらかじめご指定いただいた第二受益者からの支払請求に応じます。 【請求手続きに必要な書類】 ・委託者がお亡くなりになったことを確認できる書類(死亡診断書・除籍謄本等)
20.遺留分侵害額請求について	・信託が終了した後に、遺留分侵害額請求を受ける等の相続・遺言に関する紛議が生じた場合、当行は関与いたしません。第二受益者において解決していただくことになりますので、あらかじめご了承ください。

21.信託財産の 運用状況等の報告	・信託財産の運用状況、信託財産と当行、本信託の信託業務の委託先、当行の利害関係人または他の信託財産との取引の状況については、当行担当者にご確認ください。
22.中途解約	・当行がやむを得ない事情があると認めた場合を除いて、原則、中途解約（全部解約または一部解約）はできません。
23.元本の補てん	・本信託の元本に万一欠損が生じた場合には、信託終了時に当行が完全に元本を補てんします。ただし、当行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には、元本補てんを履行できない場合があります。
24.預金保険の適用	・本信託は預金保険の対象となります。
25.受益権の 譲渡・質入の制限	・本信託の受益権は、当行の書面による承諾がなければ譲渡または質入をすることはできません。当行がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には当行所定の書式、手続きにより行います。
26.信託終了の事由	・信託期間が満了となった場合。 ・当行がやむを得ない事情があると認めた場合の中途解約（全部解約）。 ・信託財産の交付の完了（信託財産の全部がなくなった場合）。 ・次の事由に該当した場合に当行から委託者へ発出される信託終了通知に記載された信託終了日を経過した場合。 ①委託者、受贈候補者および第二受益者等本信託の関係者が反社会的勢力等に該当する事実が判明した場合。 ②税制の変更、経済情勢の著しい変化、戦争、内乱、騒乱その他の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能または著しく困難となったと当行が認めた場合。 ③毎年1月末の信託元本の残高が、1万円未満となり、かつ、その後追加信託されずに1年が経過した場合。 ・第二受益者が受益権を放棄した場合、または受益権の取得後に死亡した場合。 ・その他、暦年贈与型信託約款（以下「約款」）に定める事由が発生した場合。
27.受託者の公告の方法	・当行は法令に別段の定めがない限り、電子公告の方法により行います。ただし、やむを得ない事由等によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
28.当行の契約する 指定紛争解決機関 (金融ADR)	・一般社団法人信託協会 信託相談所 (一般電話から)0120-817-335 (携帯電話から)03-6206-3988
29.その他の事項	・本信託のお申込時には、必ず詳細を約款等にてご確認ください。また、本信託には当行所定の受託審査があります。 ・本信託のお申し込みの際に、本信託からの元本等の金銭受取用の口座として、委託者、受贈候補者および第二受益者名義の当行本支店の普通預金口座を指定いただきます。また、信託期間中は、原則当該普通預金口座を維持していただきます。 ・本信託のお申込後、実際に当初信託金相当額の金銭が振替された場合に信託の設定となります（お申し込みのみでは信託の設定とはなりません。また、当該振替がなされなかった場合も信託の設定とはなりません）。信託設定は原則週1回となります。 ・本信託では受益権を証する為の受益権証書および受益証券の発行はありません。 ・マル優（少額貯蓄非課税制度）は利用できません。 ・本信託は預金ではありません。
30.受託者の 商号・本店所在地	・株式会社名古屋銀行 〒460-0003名古屋市中区錦三丁目19番17号

※本概要は2022年10月1日現在の法令、税制等に基づいて作成したものです。今後の法令等改正により内容が変更となることがございますので、ご注意ください。